

2019年4月23日

〒650-0043

兵庫県神戸市中央区弁天町 52 番 1 号 ハーバーランド神戸本社ビル

株式会社シャンヴル・スフレ

代表取締役 麻吹祐也 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通 5 丁目 7 番 11 号

兵庫県母子会館 2 階 C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 すずらん法律事務所

弁護士 北 村 拓 也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725

通 知 書

貴社からの2019年3月8日付け回答書に対し、以下のとおり通知いたします。

1 退去妨害について

貴社は「社員に対し退去妨害を含めた行き過ぎた勧誘をしないように指導」したとのことですが、具体的にどのような指導をしたのか、指導日時、指導対象店舗及び指導内容についてご教示ください。

2 有効期限の経過と中途解除について

当法人の申入れ内容と貴社のご回答がかみ合っていないように見受けられますので、再度具体的にご説明申し上げます。

当法人が情報収集を行ったところによりますと、消費者が貴社のサロンに行くたびに新たな契約を強引に勧誘され、結果として複数の契約を締結させられた場合、消費者が中途解約を申し出ると、チケットの未消化分が残っているにもかかわらず、当初契約の有効期限1年の満了を理由に未消化分の返金を断られたとの苦情事例が複数ございます。

貴社におかれましては、上記のような苦情事例の存在を把握しているかどうか、また、とりわけ複数の契約が存在する場合、有効期限の経過について契約ごとに適正に判断されているかどうかについて、各店舗にご確認の上、結果を当法人までご教示ください。

以 上